

岐阜県国土利用計画審議会運営規程

平成21年12月8日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、岐阜県国土利用計画審議会条例（昭和49年岐阜県条例第37号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岐阜県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第6条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合
 - 二 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合
- 2 会長は、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 3 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(議事録の作成)

第3条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。

- 2 前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。

(雑則)

第4条 この規程に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成21年12月8日から施行する。